

## 共通の到達目標（コア・カリキュラム）モデル案作成の基本的考え方

### 1. モデル案作成の趣旨

われわれ「法科大学院コア・カリキュラム調査研究」グループは、文部科学省の「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」に基づき、平成20年度・21年度にわたって、法科大学院協会のカリキュラム等検討委員会（主任は山本和彦・一橋大学法学研究科教授）とも連携しながら、法科大学院コア・カリキュラムの調査研究を進めてきた。2009年12月には、それまでの調査研究の中間まとめとして、法律基本科目および法律実務基礎科目に関する共通の到達目標（以下、「コア・カリキュラム」という。）のモデル案（第一次案）を公表し、関係機関・関係者から広く意見を聴取する機会を得た。

本調査研究の趣旨は以下の通りである。

法科大学院制度の創設以来、各法科大学院は、法曹養成教育の重要なプロセスを担う中核的な教育機関として、それぞれ創意工夫をこらして教育を行い、また、その教育をより充実したものとするよう、努力を重ねてきた。法科大学院における教育内容・方法については、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目および展開・先端科目等の科目区分ごとに、法科大学院設置基準や認証評価機関による認証評価基準等を通じて、一定の基本的な方針や考え方が示され、履修すべき単位数等、教育課程に関する基本事項についても、一定の基準が存在している。

しかし、今日、法科大学院を修了し司法試験を受験している者や司法修習を受けている者の一部に、法律基本科目等に関する基礎的な知識・理解や法的思考能力が十分身に付いていないと思われる者が見られる、との指摘がなされ、また、法科大学院が担うべき法律実務基礎教育の内容については、明確な共通の理解が必ずしもないことから、法科大学院によって、その教育内容が不統一であるとの指摘もなされている。

本調査研究は、上記のような状況を招いた原因の一つが、法科大学院教育を通じて、各学生が、どのような事項を学習し、どのような内容および水準の知識あるいは能力を修得すべきであるかについて、必ずしも十分な共通理解が存在しておらず、したがってまた、単位認定や修了判定に際しても、どのような観点・基準に従って成績評価を行うべきかについて共通の認識が得られていないという点にあると考え、法科大学院修了者が、いずれの法科大学院における学修を経ても、共通に到達すべき目標を明らかにしようとするものである。このような意味でのコア・カリキュラムを策定することを通じて、法科大学院を修了し法務博士の学位を得た者が、将来法曹となるにふさわしい法律学の学識を確実に修得していることを保証することができるように考えている。

第一次案策定・公表の基礎となったこのような考え方について、直接調査研究班に対して寄せられた意見、法科大学院協会カリキュラム等検討委員会が会員校に対して行ったアンケート回答意見においては、コア・カリキュラムの策定の基本的な趣旨については概ね肯定的であり、コア・カリキュラム策定の趣旨そのものをおよそ不要とする意見はほとんど見られなかった。しかし、具体的なモデル案を前提としたコア・カリキュラム・モデル

の策定のあり方については、種々の意見が寄せられたほか、コア・カリキュラム・モデルがどのような利用のされ方をするかについて懸念を表明する意見も見られた。調査研究のために与えられた時間には限りがあり、そうした制約の中で、意見照会やアンケートについても十分な時間を確保することが困難であったが、その間に詳細にご検討をいただき、意見をお寄せ頂いた関係機関や関係者に対して、ここに深い感謝の念を表しておきたい。

調査研究班は、これらの貴重な意見を真摯に受けとめつつ、総論的な考え方をさらに敷衍し、また、各分野についてのモデル案について再検討を行い、このたび、調査研究の成果をあらためて公表することとした。

## 2. コア・カリキュラム策定の基本的な考え方

調査研究の成果として公表するコア・カリキュラム案は、上述の趣旨に基づいて、法科大学院の法律基本科目および法律実務基礎科目について、共通に到達すべき目標を明らかにしようとしたものであるが、その基本的な考え方については、とくに以下の点に留意することが必要である。

① 本コア・カリキュラム案は、法科大学院において修得すべき学習内容・水準に関する共通のミニマム・スタンダードであり、すべての法科大学院修了生が、最低限、修得すべき学習内容・水準を示すという意味での「到達目標」とどまる。したがって、この到達目標を満たせばそれで十分であるというわけではなく、各法科大学院においては、このような到達目標を達成させることを前提として、それぞれの教育理念を踏まえた創意工夫によって、より深く掘り下げた、また発展的な学習内容についても、その教育課程に取り込んでいくことが強く期待される。

第一次案に対して、ミニマム・スタンダードとしては内容が過大に過ぎるのではないかと、とりわけ法学未修者が3年間で学習することができる内容であるかどうか十分に吟味されていないのではないかという意見が少なくなかった。今回公表する修正案は、これらの意見を踏まえて、項目の内容をさらに整理・精選したものであるが、同時に以下の点をあらためて指摘しておきたい。

第一に、③でも指摘しているように、わたくしどもの策定したコア・カリキュラム・モデル案は、授業でその項目を取りあげるかどうか、またどのように取りあげるかについては、各法科大学院の創意工夫に委ねるものである。これらを網羅的に取りあげるには授業の単位数が不足しているという意見が少なくなかったが、この点は、③の趣旨を正確に理解するものとはいえない。もっとも、この点に関しては、③の趣旨の伝え方になお十分ではなかったところがあるかもしれない。そうであるとすれば、その説明不足をお詫びするとともに、③との重複を厭わず、ここでもその点をあらためて指摘しておきたい（この点については、③の記述も参照）。

第二に、法学未修者が3年間で学修可能であり、かつ学修すべき内容を考える場合に、そこで想定される法学未修者は、法科大学院の学修にふさわしい能力と適性を備え、かつ、その標準修業年限の間に十分な努力を注ぐ学生諸君である。したがって、しばしば指摘されているように、法科大学院の入学試験において十分に選抜が行われず、あるいは入学後

の学修において、適切な教育カリキュラムの下で十分な学修を行うという条件が満たされていない場合には、ミニマム・スタンダードの要求する水準に達しないことはありうる。

② ①に示した考え方に従い、各法科大学院が、本コア・カリキュラム案よりも高い到達目標を設定し、そのような到達目標に則して単位認定や修了判定を行うことも、もちろん可能である。本コア・カリキュラム案を超えた到達目標をどのように設定するかは、各法科大学院の自主的な判断に委ねられるべき問題である。

この点についても、コア・カリキュラム・モデルが公表されると、学生諸君はその項目の修得に腐心し、それを修得しさえすれば足りると考える危険を指摘する意見があった。しかし、この点は、各法科大学院において、どのような理念に基づいてどのような法曹を養成しようとするのか、そのためにどのような到達目標を設定するかを、それぞれ判断し、それに則って、学生諸君に対する教育を行うべきものとする。

③ 法科大学院教育においては、授業以外に、自学自習を通じた学修が重要な意味を持っており、本コア・カリキュラム案に示した学習内容について、すべて授業で取りあげてことを求めるものではない。また、本コア・カリキュラム案で示された配列も便宜上のものに過ぎない。したがって、本コア・カリキュラム案に示された事項をどのような順序で、またどのように学習させるかは、各法科大学院の創意工夫に委ねられている。

すでに、①においても指摘したとおり、わたくしどもが策定しようとしたコア・カリキュラム・モデルは、法科大学院における授業の内容に立ち入ろうとするものではない。この点については、どの法科大学院でも授業で取りあげべき内容こそがコア・カリキュラムであるという考え方や、コア・カリキュラムの内容を自学自習に委ねるのは、法科大学院教育の放棄であるという意見もみられた。

しかし、各法科大学院において、法学未修者として、あるいは法学既修者として入学する学生の資質や適性には、大きな相違があり、どのような項目について、どのような方法で自学自習をさせ、あるいは授業で取りあげるかを一律に定めることは適切とはいえないと考える。また、授業で取りあげられる場合にも、それについて事前学習の対象として授業を行う前提とするにとどめるか、実際に授業の中でその項目を取り扱うかについても、各法科大学院において事情は大きく異なるものというべきである。

授業内容を直接に定めるようなコア・カリキュラム案は、各法科大学院の創意工夫に対する重大な制約となり、法科大学院教育のあるべき姿とはいえない。寄せられた意見の多数は、むしろ授業で取りあげてことを求めることに対する懸念を表明するものであったことを付言しておきたい。

④ 本コア・カリキュラム案は、単に基本的な知識の修得のみを求めるものではなく、そのような基本的な知識を踏まえて、法的に思考し判断する能力の修得を重視するものである。したがって、本コア・カリキュラムの策定により、学生による暗記型の学修を助長するような結果とならないよう、各法科大学院において、十分な配慮が求められる。

また、本カリキュラム案の策定にあたっては、学生諸君が、どのような内容・水準の知識・能力を修得すれば、必要とされる最低限度の到達目標を達成したことになるのかを理

解できるように、各項目について、可能な限り具体的な表現となるように努めた。もっとも、後にも述べるように、項目の内容によっては修得が期待される内容・水準を明確かつ詳細に記述することは容易でないが、本コア・カリキュラム案において用いられている表現の趣旨については、後述の3. ③において説明を行っている。

### 3. コア・カリキュラムにおける各項目の設定のあり方

コア・カリキュラムの項目の検討に際しては、とくに以下の4点が問題となった。

#### ①項目の選定

まず何よりも、どのような項目がコア・カリキュラムとして適切であり、どのような項目がミニマム・スタンダードを超える内容に当たるかを考えるに際して、一義的に明確な判断基準が存在しないことから、調査研究班内部においても、意見が一致しないこともあった。しかし、これは、これまでの法科大学院教育の在り方に起因する問題であり、むしろ、対立する意見の調整をしながら、コア・カリキュラムを策定する過程そのものが、法科大学院教育の改善を図るための努力であったともいえる。

第一次案に対して寄せられた意見の多くは、とくに民事系について項目数が多すぎることを指摘していた。その一つの理由は、◆と◇の項目を書き分けたことにあり、双方を合わせると、項目数が多数にすぎるとの指摘はそのとおりであるが、もともと民事系においては、コア・カリキュラムに含まれる可能性があるものを当初から排除してしまうと、項目に含めるべきものが脱落する虞もあることから、第一次案の段階では、コア・カリキュラムに含まれない可能性の高いものもあわせて広く取りあげることにしたものであり、その趣旨説明も行っていった。しかし、意見の多数は、双方がコア・カリキュラムに含まれ、ただその重要度に相違があるとの理解の下に、◇項目がコア・カリキュラムに含まれないのではないかとするものであり、この点も、第一次案における総論の説明が不十分であったかもしれない。

もう一つの理由は、項目の設定の仕方に由来するところがある。とりわけ、民法と商法については、具体的にどのような理解・説明を求めるかについて、学生諸君に対する明確なメッセージを伝えることを企図していた。しかし、この点については、項目が細かすぎるのではないかと指摘が少なくなかった。今回公表する案においては、そのような意見を踏まえて、複数の項目を再整理して、やや抽象度を上げて統合し、これにより項目数も相当程度減少することになった。これは、他面において、そのような項目について具体的にどのような内容・レベルの達成が求められるかについて、各法科大学院の具体的な指示が必要となる可能性を含むことになるとと思われる。

#### ②分野間における調整

各分野における項目選定の問題に加えて、分野相互においても、基本的な考え方に不一致がないか、取り扱うべき項目の内容、水準あるいは分量に不均衡が生じていないかについて、十分留意する必要があった。

第一次案においては、とくに民法と商法について、他の分野に比して項目数が相当多数

にのぼっていたが、調査研究班においては、民法と商法についても、項目数の上では他の分野と均衡を失っているように見えるものの、当該分野の性質や法科大学院において開講されている授業科目の標準的な単位数の相違や、とくに商法においては会社法が新たに制定されたという事情などに鑑み、実質的に見れば、他の分野との間で著しい不均衡が生じているとはいえないという認識で一致していた。とくに、刑事系と民事系の項目の抽象度の相違については、相互に意見調整を図り、刑事系については民事系と同じような項目レベルで表現することの難しさがあることから、そのような相違は自覚的に残すこととした。

しかし、第一次案に対して、分野間における不統一があるという意見は少なくなかったことから、今回公表する案においては、さらに検討し、この結果、とくに民事系について、項目数が相当数減少することとなった。この点については、なお種々の異なる考え方もありうるところかもしれないが、公表案は、体裁上の統一性を優先するものである。

### ③項目の表現の仕方

どのような項目を選定するかという作業と並んで、選定された項目についての到達度をどのように表現するかについては、調査研究班において慎重な検討を要した。すでに、第一次案の公表に際して、各項目について要求される到達度を可能な限り明確に示そうとしたが、その内容がなお不明確であり、あるいはその内容が適切とはいえないのではないかと意見も寄せられた。これらを踏まえて、今回の公表案においては、以下のような趣旨で項目を表記することとした。

なお、各科目分野の性質に応じて、さらに異なるニュアンスの表現を用いることもありうることから、以下の項目表現の説明で尽くされていない部分について、必要がある場合には、各分野のコア・カリキュラム項目の冒頭において、その注記を行うこととした。

#### (1)「～を理解している。」

制度の趣旨や、要件等について、その基本的な内容を抽象的・一般的に認識していることを意味する。

#### (2)「概要を説明することができる」

基本的な内容について、どのようなものであるかを概括的に（大体どのようなものであるかを、という意味で）自分の言葉で表現できる。

例えば、刑法における例として、「○刑罰の目的に関する主要な見解を理解し、その概要を説明することができる。」

#### (3)「～を説明することができる。」

問題点や主要な考え方、要件や効果についての主要な点を表現することができるという意味である。ただし、細部についてまでの正確さや学理的に深い内容を求めるものではない。

それらのバリエーションとして、以下のようなものがある。

#### (a)「条文を参照して」、「条文を参照しながら」等

要件・効果を条文を見ずに説明できる必要がないことを明示的に示す趣旨である。

ただし、要件・効果の概要も条文を見てはじめて分かるということまで意味するものではない。他方、このような表現を用いていない項目についても、およそ条文を

参照せずに細部にわたって正確に覚えていることを求めるものではない。

例えば、民法の例として、被保佐人が単独で法律行為をなしうるかどうかについて、一定の行為については被保佐人が保佐人の同意なくして法律行為を確定的に有効に行うること、一定の行為については保佐人の同意が必要であるという原則は、条文を参照するまでもなく理解し、説明することができる必要があるが、具体的のどのような行為が同意を必要とするかについては、条文を参照して説明をすることができると考えられる。このような趣旨を積極的に示そうとする場合に、「条文を参照して」という表現を付加することができる。

(b) 「具体例を挙げて」、「事例を挙げて」等

問題となる条文やルールが、どのような場合に問題となるかについて適切な具体例を挙げることができるという趣旨を示す。したがって、少しでも関わりがある事例を挙げるという意味ではなく、その条文やルールが典型例としてどのような場合に適用されるかを理解し、自分の言葉で説明することができるという意味である。

(c) 「具体例に即して」、「事例に即して」等

(b)の「具体例を挙げて」との相違が問題となるが、この項目表現は、問題となる条文やルールを、具体例に当てはめることができるという能力を示す表現であり、与えられた事例に対する問題解決能力があることを求めるものである。もっとも、当てはめが必要となる具体例の複雑さをどの程度のものとするかによって、必要とされる問題解決能力には相違が生じうる。

この例として、刑法の分野で「○予見していた客体とは異なる客体に法益侵害が生じた錯誤事例における故意犯の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。」

(d) 「判例・学説を踏まえて」等

条文の解釈・適用や条文にない原則の適用に際して、判例・学説の間で対立が認められ、当該解釈・適用に際して、そのような考え方の対立の概要を理解していることがきわめて重要である場合に、このような表現を付加することができる。しかし、このような表現が付加されていない項目について、判例・学説の理解が不要であるということ積極的に示す趣旨ではない。

(4) 「考察することができる」

とくに憲法分野において、しばしば用いられる表現であるが、対象となる問題あるいは事例に含まれる論点を整理し、各論点に関する判例・学説の状況を整理した上で、より主体的・批判的に検討することができるという意味である。とりわけ、基本的人権に関する問題においては、違憲審査基準等を用いて具体的事例を処理することができることを求めるものである。

④個別項目に還元することが困難な能力

法科大学院教育における教育目標として、創造的・批判的な法的思考能力、体系的な法

的思考能力、事例の分析能力等の涵養が掲げられ、また、それらの能力の涵養が法科大学院教育においてきわめて重要な意義を持つことは言うまでもない。しかし、これらの能力について一定の水準に到達しているかどうかに関する到達目標を抽象的・一般的に定めることは実際的意味に乏しい。

本コア・カリキュラム案においては、例えば、上述した「判例・学説を踏まえて説明することができる」、「具体例に即して説明することができる」等の到達度の表し方を通して、こうした能力を備えていることが必要であることを具体的に示そうとした。また、この点と関連して、一部には、実務家の養成という見地から、判例の考え方がコアとなるべきであるとするかのような意見もみられた。しかし、そのような項目の設定の仕方は、現在の実務に追随する学習態度を助長する危険が大きく、判例だけを特別に取りあげることについては、とくに慎重な態度が必要であり、判例がコアであるというよりも、判例を踏まえて問題点を指摘することができることこそがコアとなるべきであるとの考え方に依っている。